

長浜市告示第142号

長浜市障害福祉サービス事業所食材費高騰対策支援給付金交付要綱（令和7年長浜市告示第156号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「規則」という。）」の次に「及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）」を加える。

第3条中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に改め、「法人」の次に「で、給付金の交付申請時において納期限が到来している市税に未納がないもの」を加える。

第4条中「11,000円」を「27,000円」に改める。

第5条第1項中「令和7年9月30日」を「令和8年9月30日」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第2号中「11,000円」を「27,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。